

第3種郵便物認可

集会で不当な訴訟取りやめとオスプレイ配備反対を訴え
 集勢を上げる住民や支援者ら＝11日午前、那覇市



「一審判決は不当」

高江ヘリパッド 控訴審第1回弁論 住民側が陳述

米軍北部訓練場の一部返還に伴う東村高江のヘリコプター着陸帯（ヘリパッド）の建設現場付近で反対運動をする住民に対し、沖縄防衛局が通行妨害禁止を求めた訴訟の控訴審第1回口頭弁論が11日、福岡高裁那覇支部（綿引稜裁判長）であった。

控訴した住民側弁護団は住民1人に通行妨害禁止命令を下した一審・那覇地裁の判決を「妨害行為とは言えず、表現の自由を超えている」と判断したことは「不当だ」と批判、取り消しを求めた。国側は「通行妨害に当たる」として一審判決を支持した。今回は11月20日に開かれる。一審で通行妨害禁止命令を受けた住民の伊佐真次さん(50)が意見陳述し、オスプレイ配備に向けてヘリパッド建設工事が進む現状を訴え、一審判決は「座り込

みという活動をしなければならぬことに触れていない」と批判した。

弁護団は全国で住民運動をめぐる住民と自治体との裁判の判例を挙げ、伊佐さんには一審判決が指摘する正当な表現活動を超える違法性はないと主張した。

那覇地裁はことし3月の判決で国に提訴された住民2人のうち1人は「妨害行為は認められない」として請求を棄却。住民側は同訴訟は国側が提訴することで住民活動を萎縮させる効果を狙った「スラップ訴訟」だとして批判している。

「嫌がらせ裁判」 住民ら国を批判

高江ヘリパッド訴訟の控訴審で法廷に立った伊佐真次さん(50)を支えようと、傍聴席で裁判を見つめる住民、支援者らはオスプレイ配備が住民にきちんと説明されぬままヘリパッド建設工事が進む高江から応援に

駆け付けた。閉廷後の集会で「国は不当な訴訟とオスプレイ配備をやめるべきだ」と訴え、ガンバローを三唱し集勢を上げた。

伊佐さんとともに国に訴えられ、一審判決で国の訴えが棄却された安次嶺現達さん(53)は「国が住民を通行妨害で訴えた裁判はオスプレイ配備を隠すためのまやかした」と批判した。

伊佐さんは「国はすぐに

でも裁判を取りやめるべきだ。僕らはヘリパッドはいらないと訴えているのに、通行妨害で国が訴えることは意味が分からない。嫌がらせ裁判だ」と訴えた。

弁護団の横田達弁護士は高裁が道路使用などの通行妨害と主張する根拠を国側に釈明するよう求めていることに触れ「高裁で不当な訴訟だと明らかに」と期待した。